

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和3年11月29日提出

日立市長 小川春樹

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和3年11月8日

日立市長 小 川 春 樹

### 記

損害賠償の額を定めることについて

令和3年9月7日午前11時20分頃、日立市□□□町□□□□番地□□地内中里交流センター敷地内において、隣接する中里中学校の職員が、草刈り機による校庭の除草作業中に小石を跳ね上げ、日立市□□□町□□□番地の□特定非営利活動法人□□□□□□□□の所有する自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

### 記

損害賠償額 金622,398円